

お問い合わせ先
海上保安庁交通部安全課
課長補佐 角野 浩之
(代表) TEL3591-6361 (内線 6303)
(夜間) TEL3591-2776 (直通)



平成 21 年 8 月 3 日
海 上 保 安 庁

港則法施行令の一部改正について (港域の変更)

1. 港則法の概要

港内は、広さが制限された海域に多数の船舶が頻繁に出入りし、しかも停泊、荷役等を行う場所でもあることから、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため港則法が制定されている。同法は、船舶交通量が多い等船舶交通等の規制を行う必要のある499港を適用港としている。また適用港のうち、大型船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であって、船舶交通量が特に多い等の理由により一層厳しい規制を行う必要のある京浜港、阪神港等84港を特定港としている。適用港では、港内での航法、工事作業の許可制といった規制が課され、また特定港ではそれらの規制に加え、入出港の届出、航路航行義務、危険物荷役の許可制といった規制が課されることになる。

前述の適用港及びその港域並びに特定港については、港則法施行令に定められている。

2. 港則法施行令の一部改正の概要

(1) 姫川港

近年、船舶交通が増加しており、また、平成21年度から開始される大型岸壁の整備工事に伴う船舶交通のふくそう化及び船舶交通流の変化が見込まれることから、これに対応するため、姫川港を適用港として追加するとともに、同港の港域を定める。

(2) 佐井港

船舶交通の実態のなくなった河川水面を港域から削除するとともに、港域表現に用いられている基点の廃止に伴う所要の改正を行う。

(3) 由良港

船舶交通の実態のなくなった河川水面を港域から削除するとともに、港域表現に用いられている基点の不明瞭化に伴う所要の改正を行う。

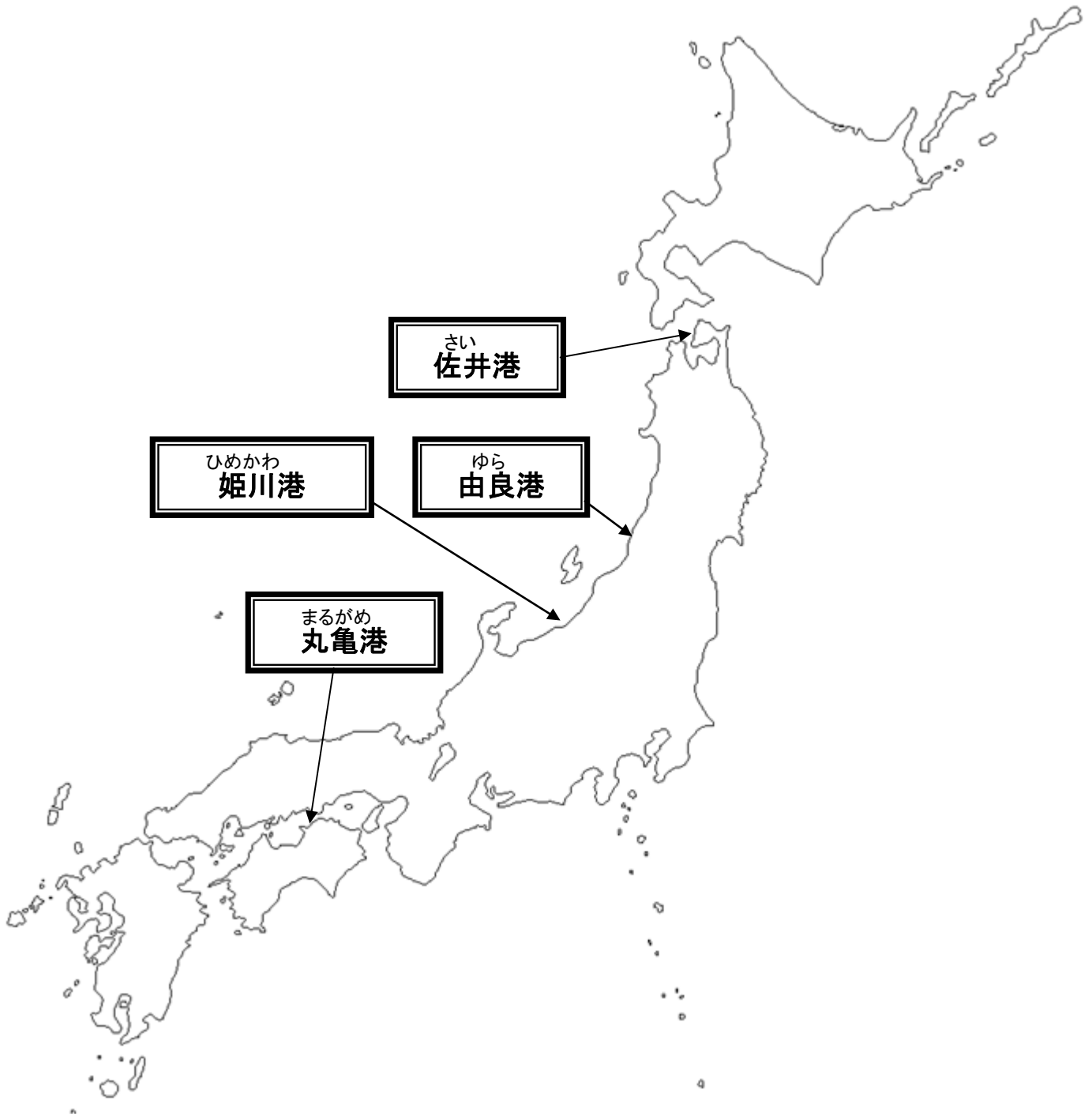
(4) 丸亀港

河川水面の埋立てにより船舶交通の実態がなくなったことから、当該水面を港域から削除する。

3. 今後のスケジュール (予定)

事務次官等会議		平成21年8月3日(月)
閣	議	平成21年8月4日(火)
公	布	平成21年8月7日(金)
施	行	平成21年8月20日(木)

改正が行われる港

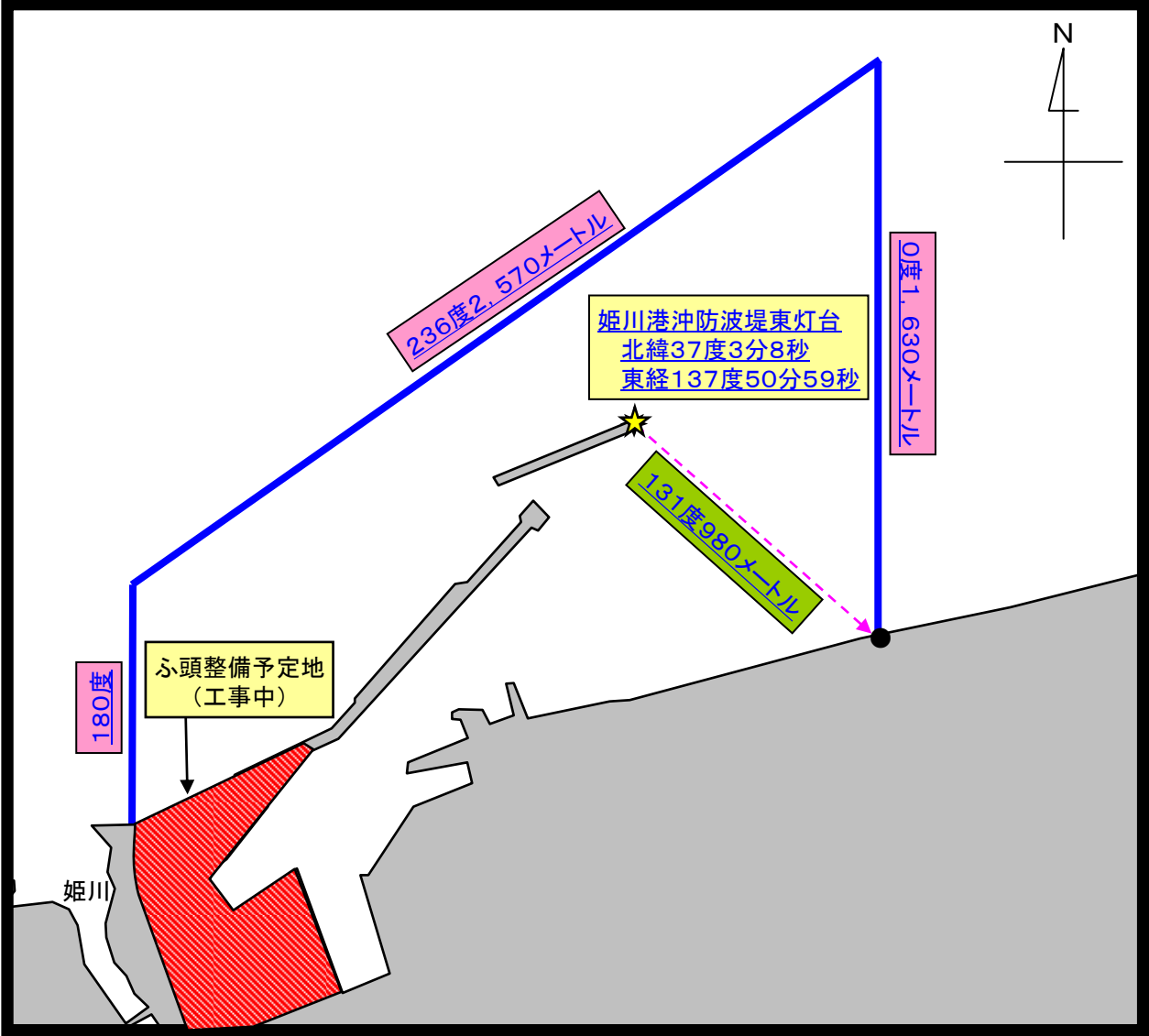


ひめかわ
姫川港

(新潟県)

(適用港)

- 現港域
- 改正港域案

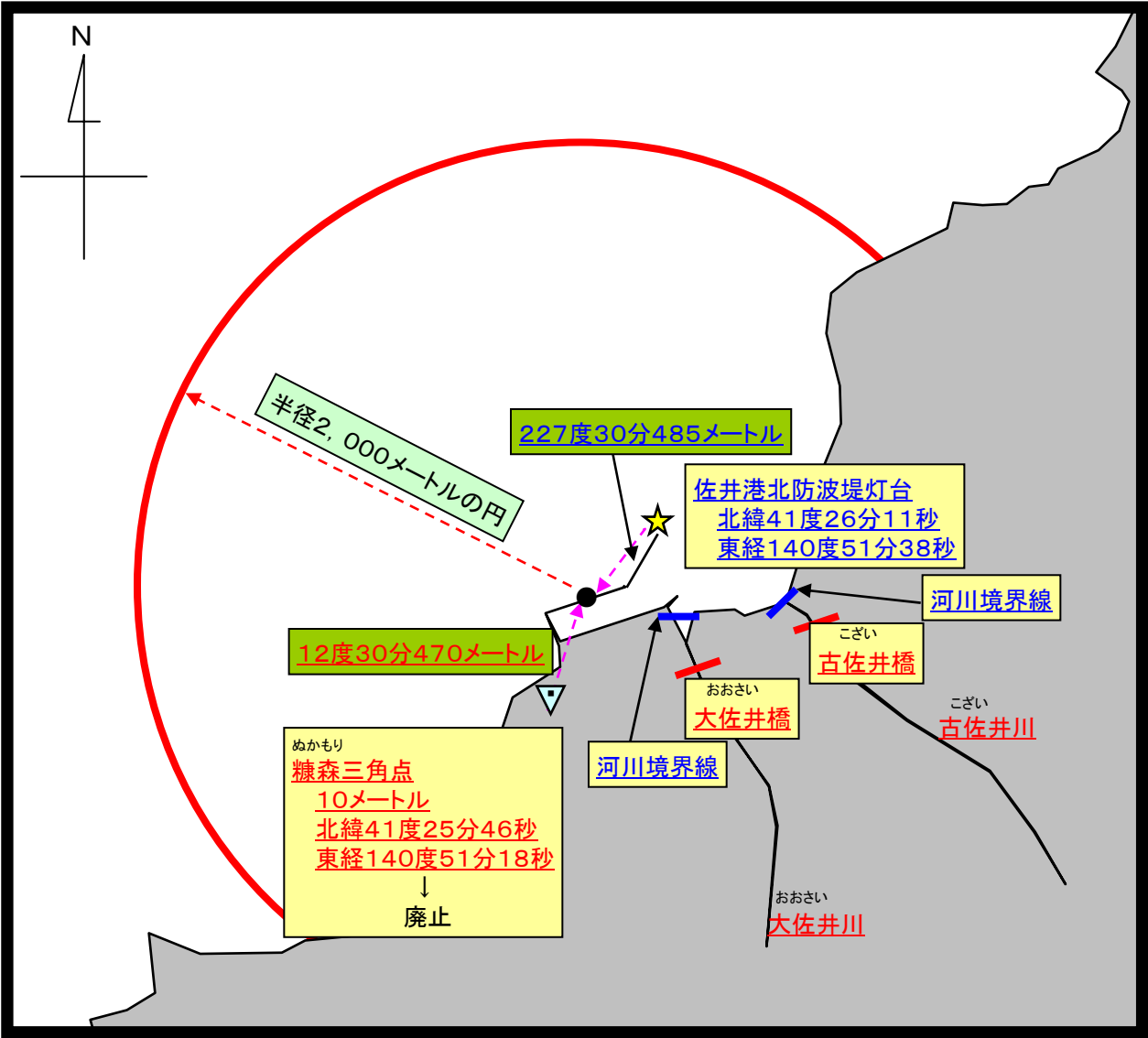


さい 佐井港

(青森県)

(適用港)

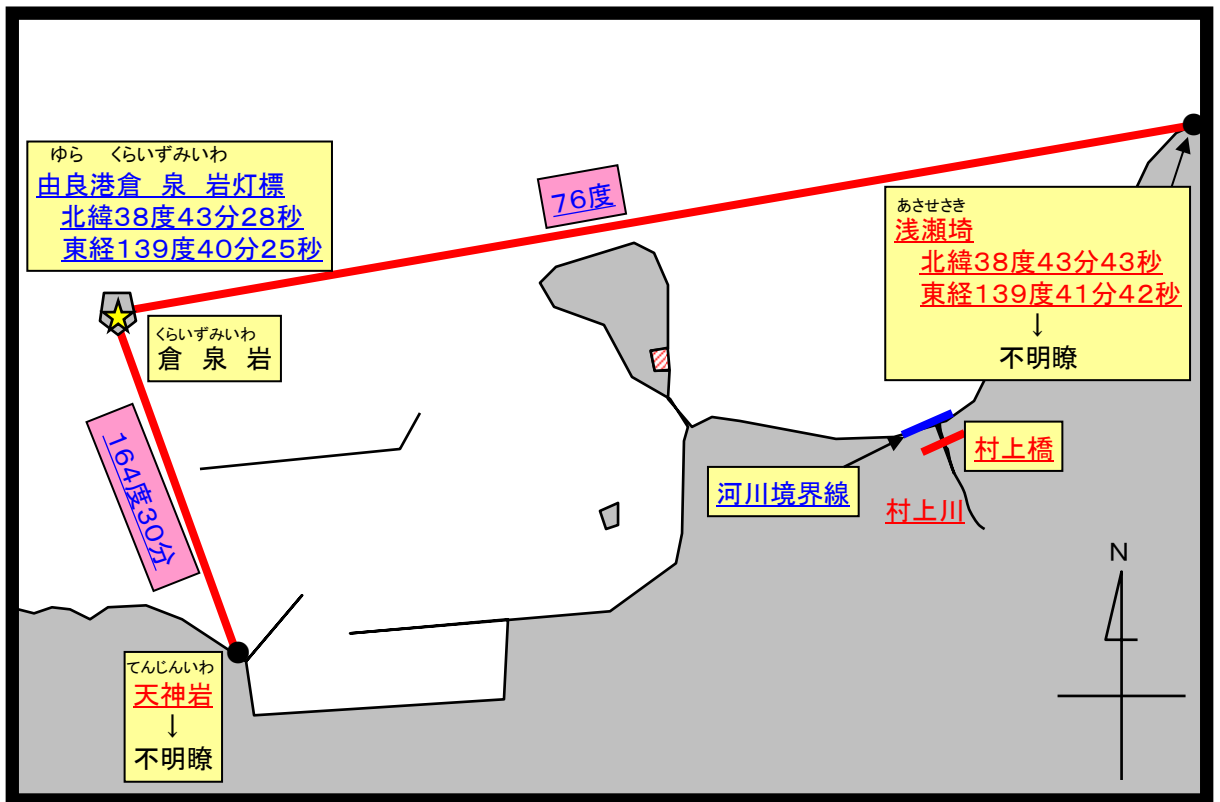
— 現港域
— 改正港域案



ゆら
由良港

(山形県)
(適用港)

— 現港域
— 改正港域案



まるがめ
丸亀港

(香川県)

(適用港)

— 現港域
— 改正港域案

